

遠方で出産する際の 交通費・宿泊費の一部を補助します

令和6年10月～



松川町妊婦に対する遠方の分娩取扱施設への交通費及び宿泊費支援事業

松川町では、遠方の分娩取扱施設で出産する必要のある妊婦さんを対象に、出産に伴う交通費や宿泊費の一部を補助します。

対象者

松川町に住所を有する方で以下のいずれかに当てはまる方

- ・自宅（または里帰り先）から最も近い分娩取扱施設まで概ね60分以上の移動時間を要する方
- ・医学的な理由等により、周産期母子医療センター（※1）で出産する必要があり、自宅（又は里帰り先）から最も近い周産期母子医療センターまで概ね60分以上の移動時間を要する方

（※1）周産期に係わる高度な医療を対象とした医療施設。自宅（松川町）からの場合、県立こども病院や信州大学附属病院等を想定しています

補助内容

〈交通費〉

分娩取扱施設又は周産期母子医療センターまでの移動に要した費用（往復分）について、以下により算出した交通費を補助

①タクシーの場合（※2）

実費額×0.8

②自家用車の場合（※2）

距離数（km）×37円×0.8

（※2）高速道路、有料道路等を使用した場合
利用料×0.8+①又は②

③公共交通機関の場合

運賃×0.8



例）自宅から自家用車で片道70分（90km）を往復
⇒（90km×2）×37円×0.8＝5,328円
高速道路（松川IC～安曇野IC）
⇒2520円×2×0.8＝4,032円
合計5,328円＋4,032円＝9,360円の補助



〈宿泊費〉

出産までの間、待機のために分娩取扱施設又は周産期母子医療センターの近隣の宿泊施設で宿泊した場合の宿泊費を補助（※3）

（出産時の入院までの前泊分として、**最大14泊分**）

（※3）自宅又は里帰り先から宿泊施設までの交通費も補助します（往復分）

実費額（1泊あたり上限10,000円）から1泊あたり2,000円を控除した額×泊数

例）1泊15,000円の宿泊施設に2泊した場合
⇒（10,000円（上限）－2,000円）×2泊＝16,000円



申請方法

出産した日から半年以内に、松川町妊婦に対する遠方の分娩取扱施設への交通費及び宿泊費支援事業補助金交付申請書兼請求書（様式第1号）に以下の書類を添付して、保健福祉課 こども家庭センター係へ提出してください。

- ①交通費及び宿泊費の領収書又は利用証明書等の写し
- ②母子健康手帳：出産の状態、出産後の母体の経過のページの写し

お問い合わせ

松川町役場 保健福祉課 こども家庭センター係（5番窓口） ☎：0265-36-7034